

為替ヘッジとは

東京海上アセットマネジメント株式会社

今回のテーマ

海外資産(外貨建て資産)への投資では、投資対象の価格変動に加え、為替変動の影響も受けます。為替は常に変動しているため、利益や損失が発生する可能性があり、為替変動による資産評価額への影響を、「為替変動リスク」と呼びます。

この「為替変動リスク」を抑えるために、将来の為替レートを事前に予約する取引により、為替の影響を低減する仕組みが「為替ヘッジ」です。

ただし、為替ヘッジにはヘッジコストといわれる費用がかかる場合があり、おおむね二国間の短期金利差に相当します。

今回のポイント

- ✓ 為替ヘッジにより、円高・円安の影響を抑えて海外資産への投資ができる。
- ✓ ヘッジコスト(またはヘッジプレミアム)が発生するため、二国間の金利差にも留意が必要。

為替ヘッジのイメージ

米国株式を1万ドル購入し、同額の為替予約取引(ドル売り)を1ドル150円で行う
米国株式の評価額変動相当分を為替予約取引が相殺するので、為替変動の影響を回避



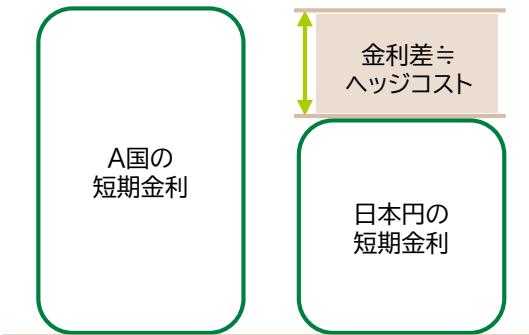
為替ヘッジ



※上記はイメージです。米国株式の変動や手数料などは考慮していません。

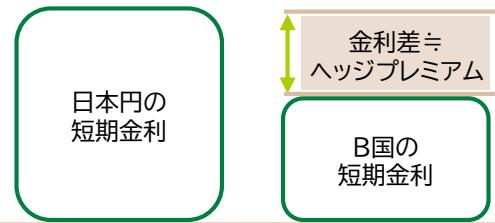
ヘッジコストのイメージ

海外の金利が高い場合(ヘッジコスト)
=運用結果にマイナス要因



【ご参考】

日本の金利が高い場合(ヘッジプレミアム)
=運用結果にプラス要因



※上記はイメージです。為替ヘッジコスト/プレミアムの決定要因は短期金利差に限定されるものではありません。

投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用 … 購入時手数料上限3.3%(税込)
- 換金時に直接ご負担いただく費用 … 信託財産留保額上限0.5%
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用 … 信託報酬上限 年率1.903%(税込)
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途
ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料…監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等を
ファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客様にご負担いただく手数料等の合計金額については、お客様の保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)

商号等: 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会